

愛労発基第621号
平成25年6月10日

(一社) 愛知県建設業協会 会長 殿

愛知労働局長



解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、工作物などの解体に使用される建設機械である鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」といいます。）による労働災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、鉄骨切断機等による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の改正を行うため、平成25年4月12日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号。以下「改正省令」といいます。）を公布するとともに、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第141号。以下「改正告示」といいます。）を公示し、同年7月1日から施行することとしたところです。

貴団体におかれましては、本改正の趣旨及び内容を御理解いただき、会員事業場等において、改正された労働安全衛生規則等に基づく労働災害防止対策を徹底するほか、解体用機械等に係る安全対策の一層の充実が図られるよう、下記の実施をお願いいたします。

なお、本要請は、別添1の団体あてに行っていますので、御了知ください。

また、別添2のとおり、本改正の周知用パンフレットを同封しますので、周知等に当たって御活用ください。

記

別紙の「要請事項」の1、2（別添の団体別の取組事項番号）に特に取り組むこと。

